

## 豊中市子どもの居場所づくり推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊中市子どもの居場所ネットワーク事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第3条第1項第1号に規定する子どもの居場所ネットワークに加盟する子どもの居場所の実施団体等（以下「加盟団体」という。）に対し、子どもの居場所づくり推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することで、豊中市子育ち・子育て支援行動計画に基づく子どもの居場所づくりを推進することを目的とし、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）及びこの要綱に定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、加盟団体とする。ただし、その他市長が適当であると認める団体等の場合は、この限りでない。

2 前項の規定に関わらず、実施要綱第3条第3項に該当する団体等は、補助対象としない。

### (補助対象活動)

第3条 補助の対象は、地域に周知され、定期的に開催する子ども食堂又は無料・低額の学習支援等の活動（以下「補助対象活動」という。）とする。

2 補助対象活動は、次の各号に掲げる事項を満たすことを条件とする。

- (1) 状況に応じて子ども及び子どもがいる家庭（以下「子ども等」という。）の相談対応を行い、かつ、必要に応じて子ども総合相談窓口等の関係機関につなぐこと。
- (2) 補助対象活動で関わりがある子ども等の情報を適切に管理すること。
- (3) 食材等の提供にあたっては、参加者の食物アレルギー対応及び食中毒予防のための衛生管理を行うなど、安全面・衛生面について適切な配慮がされていること。
- (4) 豊中市が実施する他の制度による補助金等の交付を受けていないこと。
- (5) 主に豊中市在住の子ども等を対象とした活動であること。
- (6) 地域への適切な周知がなされ、子ども等の参加が見込まれること。

### (補助金額)

第4条 補助金額は、8,000円に活動日数を乗じて得た額とし、次の各号に掲げる場合に該当するときは当該各号に掲げる額をそれぞれ加算した額とする。ただし、これらの額の総額が500,000円を超えるときは500,000円とする。

- (1) 1日の子どもの参加人数が10人以上20人未満の活動がある場合 当該活動日数に1,000円を乗じた額
  - (2) 1日の子どもの参加人数が20人以上の活動がある場合 当該活動日数に2,000円を乗じた額
- 2 補助対象活動に要する費用のうち、食材費、消耗品費（単価が税込10,000円未満のものに限る。）、使用料、保険料、印刷費、謝礼金、通信費、旅費、その他市長が必要と認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対し、補助するものとする。ただし、食材等にかかる費用を参加者から徴収する場合又は当該補助金以外の補助金若しくは寄付の収入がある場合（以下「参加費等」という。）は、補助対象経費から参加費等を差し引いた額とする。

#### （申請及び交付決定）

第5条 補助金の交付を受けようとする加盟団体（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を補助対象活動の実施前に市長に提出しなければならない。

- (1) 豊中市子どもの居場所づくり推進事業補助金交付申請書（様式1）
  - (2) 補助対象活動計画書（様式2）
  - (3) 誓約書（様式3）
  - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、交付を決定し、豊中市子どもの居場所づくり推進事業補助金交付決定通知書（様式4）により申請者に通知するものとする。ただし、市長は、交付決定をする場合において、必要な条件を付すことができる。

#### （交付決定の変更等）

第6条 補助金の交付額（以下「交付決定額」という。）を変更しようとする交付を決定された加盟団体（以下「交付決定者」という。）は、豊中市子どもの居場所づくり推進事業補助金変更交付申請書（様式5）及び変更補助対象活動計画書（様式6）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要と認めたときは、交付決定額の変更を決定し、豊中市子どもの居場所づくり推進事業補助金変更交付決定通知書（様式7）により通知するものとする。ただし、市長は、変更交付決定をする場合において、必要な条件を付すことができる。

#### （実績報告）

第7条 交付決定者は、次の各号に掲げる書類を四半期ごとに四半期終了後の翌月10日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 豊中市子どもの居場所づくり推進事業四半期実績報告書（様式8）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 交付決定者は、次の各号に掲げる書類を補助対象活動完了後、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 豊中市子どもの居場所づくり推進事業実績報告書（様式9）
- (2) その他市長が必要と認める書類

#### （交付確定）

第8条 市長は、前条第2項の書類の提出があったときは、当該書類に係る補助対象活動が補助金の交付決定の内容に適合するものであるか審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額（以下「交付確定額」）という。を確定し、豊中市子どもの居場所づくり推進事業補助金交付確定通知書（様式10）により、交付を確定された団体（以下「交付確定者」という。）に通知するものとする。

#### （支払等）

第9条 市長は、補助対象活動の円滑な遂行を図るために必要があると認めるときは、交付決定額を概算払いすることができる。

2 交付確定額を確定した場合において、前項の概算払いをした額（以下「概算払い額」という。）が当該交付確定額に満たないときは、不足する額を交付するものとし、概算払い額が当該交付確定額を超えるときは期限を定めて当該超える額を返還させるものとする。

#### （交付）

第10条 交付確定者、概算払いを行う者又は前条第2項の規定により不足額の交付を受けようとする者（以下「請求者」という。）は、市長が指定する日までに豊中市子どもの居場所づくり推進事業補助金（概算払い・追加）請求書（様式11）を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、速やかに請求者に対し、補助金を交付するものとする。

#### （取消し及び返還）

第11条 市長は、交付決定者又は交付確定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定額又は交付確定額の全部又は一部の決定又は確定を取消し、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 交付決定者又は交付確定者から辞退の申し出があったとき
  - (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
  - (3) この要綱の規定又はこれに付した条件に違反したとき
  - (4) その他市長が補助金の交付について不適当と認めたとき
- 2 補助対象活動完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式12）により速やかに、遅くとも補助対象活動完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、市に報告しなければならない。期限までに報告がない場合においては、補助金に係る仕入控除税額がないものとみなす。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（報告及び調査等）

第12条 市長は、必要があると認めるときは交付決定者又は交付確定者に対して、補助対象活動の実施状況について報告を求め、又は調査若しくは質問することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附則

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。
- 2 令和3年5月31日時点において第2条に規定する補助対象者の要件を満たす者が令和3年4月1日から令和3年5月31日までに実施した活動については、第5条第1項の規定にかかわらず、実施後に補助申請できるものとする。
- 3 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。
- 4 この要綱は、令和6年3月1日から実施する。
- 5 この要綱は、令和8年1月19日から実施する。ただし、令和8年度以降の補助対象活動について適用し、令和7年度の補助対象活動については、なお従前の例による。